

## 仕 様 書

### 1 事業名

令和8年度富山県・石川県連携による欧州からの誘客に向けた現地PR事業

### 2 事業目的

富山県・石川県（以下、「両県」）では、一般的に訪日旅行における滞在日数が長く、観光消費額も多い欧米豪市場を重点市場として捉え、なかでも知的好奇心や探求心が高く、自身の知識を深め、インスピレーションを重視する傾向にある高付加価値旅行者（※）の誘客を積極的に進めていくこととしている。

令和8年度において、欧州市場、特にイギリス・フランスの旅行業界及びメディアに精通したマーケティング企業等の現地エージェントを活用し、現地旅行会社及びメディアに対して両県のセールス活動及び最新情報の提供や、現地旅行会社の招請等を行うことにより、両県への高付加価値旅行者の誘客を図る。

※高付加価値旅行者：1回当たりの旅行着地消費額100万円/人以上の訪日外国人旅行者

### 3 対象市場

イギリス、フランス

### 4 事業内容

#### (1) 現地旅行業界及びメディア向けマーケティング

対象市場にレップを設置し、現地旅行会社やメディアに対する両県のセールス活動や最新情報の提供を行い、両県を含む旅行商品の造成やメディア掲載を働きかけるもの

実施時期：令和8年6月～令和9年3月

##### ①レップの設置

- ・対象市場に旅行業界向けの両県の観光PRの現地拠点として、観光レップを設置すること。
- ・レップ業務は、現地旅行会社やメディアへ影響力を持ち、インバウンド高付加価値旅行者の誘客を目的としたレップ業務に実績を持つ者を選定すること。
- ・必要に応じて両県の活動に関するコンサルティング、サポートを行うこと。

##### ②セールスコール

ア 訪問社数：英・仏市場 各10社以上（ツアーオペレーター7社以上を含むこと）

イ 業務内容：

- ・セールスコールの企画、進行、管理、運営を行うこと。
- ・活動方針を含む年間計画表を作成すること。
- ・現地レップとの連絡調整を行うこと。
- ・現地旅行会社に対し両県を含む旅行商品（石川県については、金沢エリア以外を含むもの）の造成を働きかけること。
- ・現地メディアに対し、両県の魅力を紹介できる記事掲載（石川県については、金沢エリア以外を含むもの）に向けた働きかけを行うこと。
- ・現地レップが実施状況の記録、セールスコールを効果的に実施できるよう支援を行うこと。

##### ③旅行会社商品造成・送客へのフォローアップ

- ・現地旅行会社等へ随時連絡を取り、商品造成及び送客状況の把握を行うこと。

※企画提案書において、造成目標として、商品のターゲット、価格帯、造成本数等、商品の詳細想定について提案すること。

<条件>

- ・石川県については、金沢以外の地域を必ず含んでいること。
- ・現地旅行会社のウェブサイト、カタログ等へ掲載されていること（団体旅行、個人旅行のいずれも可）。
- ・事業開始前に造成されていたツアーは含めない。

#### ④現地情報の収集

- ・訪日旅行商品や旅行業界のトレンド等に関する情報収集を行うこと。
- ・対象市場の旅行会社各社が両県をどのような地域として位置づけ、販売しているかについての調査を行い、報告すること。

#### ⑤その他マーケティング活動

- ・委託金額の上限内で実施可能な、両県を含む旅行商品の造成に向けたその他のマーケティング活動（例：旅行会社向けのウェビナー、ランチョンミーティング、旅行会社スタッフへのトレーニング、ニュースレター配信、商談会への出展等）を実施することとし、具体的な活動内容、回数、KPI、KPIの効果的な計測方法、実施により得られる効果等について提案すること。

#### ⑥実施状況の報告

- ・①～⑤の実施状況について、
  - ア 四半期ごと（9月、12月、3月）に両県に報告書を提出すること。
  - イ 原則2ヶ月ごとに両県と受託者でミーティングを行うこと。
  - ウ 現地マーケティング会社も交えたミーティングを適宜両県と実施し、両県のマーケティング方針・方法に関する協議・助言を行うこと。具体的な時期は両県と調整すること。

### （2）現地旅行会社招請

#### ア 招請時期・招請期間：

令和8年7～11月 3社程度

1回あたりの各県での滞在日数の目安は2泊3日、両県で計4泊5日程度とし、両県での滞在日数は可能な限り同じ日数とすること。

#### イ 招請者：現地旅行会社の商品造成担当者

#### ウ 業務内容：

##### （ア）行程の作成

- ・ターゲット層が興味・関心を引き、周遊化が見込まれる観光資源を組み込んだ行程を作成し、両県と協議の上決定すること。

##### （イ）被招請者の選定・連絡調整

- ・選定する被招請者について、事前に候補を両県と協議すること
- ・招請案内等の翻訳・発送、事前の連絡調整を行うこと。

##### （ウ）視察にかかる手配

- ・必要に応じて、日本までの国際航空券を手配すること。
- ・両県までの国内移動手段を手配すること。
- ・手配は、可能な限り地元の地域DMCとも連携の上行うこと。
- ・両県内での移動手段を手配すること。専用車（貸切バスまたはタクシー）を手配する場合は、被招請者、随行者の移動と荷物の運搬を考慮して、余裕を持った大きさとする。
- ・宿泊施設を手配すること。旅館の場合は1部屋1名の夕・朝食付き、ホテルの場合は1部屋1名の朝食付きを原則とする。
- ・行程中のすべての食事を手配すること。なお、食事についても取材の一環となるよう留意し、各地域の特色を出すことや食事内容が重ならないよう留意すること。
- ・取材にかかる観光施設への入場、体験等の手配を行うこと。

- ・必要に応じて、日本入国にかかる被招請者の査証発給に係る手続きについて、国内受入責任者として書類の作成などを担い、支援を行うこと。

#### (エ) 視察への同行

- ・原則全行程に、通訳・旅程管理を行うことができる者が同行すること。
- ・今後の業務に有用な情報を適宜提供するため、当該地域について熟知した者が同行できるように体制を整えること。
- ・同行者（地域側からの同行者各県1名程度を含む）の移動、宿泊、食事、観光施設への入場・体験等の手配を併せて行うこと。

#### (オ) 招請後のフォローアップ

- ・被招請者全員に対し、今後のマーケティングの参考となるようアンケートを視察終了後7日以内に実施・回収し、結果の翻訳・分析を行うこと。
- ・アンケートの内容は事前に両県に確認すること。
- ・被招請者に随時連絡をとり、追加情報の提供等のフォローアップを行うこと。
- ・招請後の旅行の取扱い状況について、結果をフォローアップし報告すること。

#### (カ) その他

- ・取材の結果得られた情報・写真等は本事業におけるその他の活動において活用すること。
- ・招請に係る全行程の実施記録（写真画像含む。）を行うこと。
- ・被招請者用のWi-Fi ルーターまたはSIMカード（1人1台）の手配、車中での飲料水、保険等の備えを行うこと。
- ・行程中の万一の事故、怪我、第三者に対する損害等についての被招請者の個人責任の範囲について、被招請者に対しあらかじめ同意を得ること。
- ・被招請者が途中離団する場合は、代案を提案すること。

### (3) その他

- ・両県が現地でイベントを行う場合や、商談会に参加する際には、別途協議の上、協力すること。契約・支払は別途行うものとする。

## 5 事業の進め方

- ・本事業の目的を実現するために、両県の魅力が海外に的確に伝わり、旅行商品の造成・販売を促進することができるよう、現地及び両県の観光業界の状況を十分に把握し、両県の観光振興に資する視点から業務を遂行すること。
- ・本事業の実施にあたり、両県への連絡は、日本語で行うこと。また、公式に出す現地語の文章は、当該言語のネイティブもしくは同等の能力を有する者が作成すること。
- ・受託者は、事業の実施にあたって、両県と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、各事業に着手をする際には両県に協議をした上で着手するものとする。また、業務の進め方等について、調整の必要や疑義が生じた場合についても、その都度十分に協議をした上で実施していくものとする。

## 6 実施報告書の提出

事業が完了したときは、次の事項を含む事業実施報告書（A4判）を作成し、7の履行期限までに、両県に提出すること。

### (1) 旅行業界及びメディア向けマーケティング

- ・事業概要
- ・セールスコール回数および訪問者リスト
- ・セールスコールの様子（写真画像を含む）
- ・旅行会社及びメディアへの働きかけの概要
- ・商品在庫レポート
- ・その他マーケティング活動の実施結果

- ・造成ツアー本数、造成ツアー送客数（見込みを含む）
- ・造成されたツアーの概要
- ・掲載されたメディアの記事
- ・当事業で作成した資料等
- ・その他両県が指示したもの

**(2) 現地旅行会社招請**

- ・招請の概要、当日の様子（写真画像を含む）
- ・アンケート結果
- ・招請後の旅行の取扱い状況

**(3) 上記以外の活動があれば、その活動実績**

**7 履行期限**

令和9年3月19日（金）まで

**8 本事業の期待する効果**

**(1) 旅行業界及びメディア向けマーケティング**

- ・セールスコール 英・仏市場各10社以上
- ・造成ツアー数 提案による

<条件>

- ・石川県については、金沢以外の地域を必ず含んでいること。
- ・旅行会社のウェブサイト、カタログ等へ掲載されていること（団体旅行、個人旅行のいずれも可）。
- ・事業開始前に造成されていたツアーは含めない。

- ・メディア掲載数 提案による

**(2) 現地旅行会社招請**

- ・招請回数 3社程度

**9 その他**

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、両県に帰属するものとする。
- (5) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 海外で実施する事業における為替リスクは受託者において負担すること。
- (7) 両県と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議の上、その指示に従って進めること。